

令和2年度 チャレンジショップ出店者募集要項

1. 趣旨

岩沼市中心市街地の魅力向上と活性化のため、公設小売市場跡地に建設するいわぬま市民交流プラザ（以下「プラザ」という。）に「チャレンジショップ」を設け、将来的に中心市街地などで事業を始めようとする方を支援するものとする。

出店者には、初期投資を抑え集客力のある施設で事業を試す機会を提供し、毎月専門家による指導を受けられるようにする等、事業開始に向け本格的なサポートを実施する。

2. 募集内容

(1) 所在地 岩沼市館下2丁目3-1（プラザ内）

(2) 業種例

- ①小売業：生産した農産物の販売も可
- ②製造小売業：農産加工品等の食品製造小売や、アクセサリ・手作り雑貨等、趣味を生かしたハンドメイドショップ等
- ③サービス業：着物や洋服のリメイクショップや日替わり弁当等の飲食物の販売。ただし、施設内で調理を行うものは対象外。

(3) 区画数

2区画（1区画8㎡。4.0m×2.0m）1事業者の使用は最大2区画まで。

※ 申込多数の場合、1区画に限定させていただくことがあります。

(4) 使用料

月6,000円/区画（水道光熱費込。）

3. 設備等

- ① 電気：100V、2口 2箇所（共用利用）※最大2,000Wまで使用可
- ② 水道設備（共用利用）
- ③ 机・折りたたみタイプ（120cm×60cm）
- ④ イス
- ⑤ パンフレットラック：1台（共用利用）
- ⑥ ローパーテーション（共用利用）

※ 上記設備以外のものは出店者負担となります。また、設備の持込については、事前に市の確認が必要です。

例：各店舗の飾り等の内装、商品陳列ケース、金庫等の備品など。

4. 応募要件

(1) 対象者（応募資格）

チャレンジショップ終了後に岩沼市の中心市街地などで創業を目指す個人及びグループ・法人。ただし、チェーン店及びフランチャイズ加盟店を除く。

- ① 20歳以上の方。
- ② 市外在住者でも応募は可能。
- ③ 岩沼市内でこれから事業を始めてみたいと考えている方、及び創業してから5年未満の方。
- ④ 現在の業種・業態の転換を図ろうと考えている方。(※第二創業)
(※第二創業=既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において、先代から引き継いだ事業の業務転換や、これまでとは別の分野に進出すること。)
- ⑤ 地域住民グループ及び団体での申込みも可能。
- ⑥ 居住市町村の納税に滞納がないこと。
- ⑦ 岩沼市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 出店期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日までとし、その後6ヶ月毎に更新することができるが、最長で出店から2年間を限度とします。

(3) 営業日

原則として、週4日以上営業していただきます。

(4) 営業時間

原則として、10:00 から20:00までの間で4時間以上営業していただきます。

(5) 定休日

毎週月曜日及びプラザの休館日

(6) 備品の持込等の制限

市で設置する備品以外の持込及び付帯工事を行う場合は、市の確認を得てください。

(7) その他

- ① 許認可が必要な業種・事項は出店までに事業者自身が取得してください。
- ② 出店後は、経営実態の把握や、経営指導のため、収益等の経営状況を毎月報告してください。
- ③ 法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業の出店は出来ません。
- ④ 危険物の販売は出来ません。
- ⑤ 施設全体の景観に関する視点(デザインコントロール)から、看板の設置や掲示にあたって制限する場合があります。
- ⑥ 出店に係る自身の駐車場は、別途確保してください。
- ⑦ その他、市、運営当局の意向にそぐわない行為をした場合、または不具合を生じさせた場合、契約期間中であっても退店を求めることがあります。

5. 応募書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 居住市町村の住民票
- (3) 居住市町村の納税証明書

6. 応募スケジュール

- (1) 受付期間：令和2年2月3日（月）から令和2年2月28日（金）まで
- (2) 出店者説明会：お気軽にご相談ください
- (3) 書類選考：令和2年3月上旬（予定）
- (4) 面接選考：令和2年3月上旬～中旬（予定）
- (5) 決定見込：令和2年3月中旬～下旬（予定）
- (6) 開業準備：決定通知日から
- (7) 開業日：令和2年4月1日（水）

7. 応募方法・選考方法

- (1) 出店者の公募は、チラシ及び関係機関の広報誌等により行います。
- (2) 応募書類（上記5）は、受付期間内に岩沼市商工会又は商工観光課まで提出してください。
- (3) 選考については、岩沼市商工会内に設置した「チャレンジショップ運営協議会」（以下「協議会」という。）において行います。
- (4) 協議会は、応募した者と面談の上、選考基準に達した者を出店予定者名簿に掲載し、出店予定者の希望ブースと業種構成を鑑み、出店者及びブースを決定します。

8. 契約

- (1) 施設管理者（岩沼市）と出店者との間で、上記4（2）に基づく期間で賃貸借契約を締結する。
- (2) 契約更新にあたっては、協議会と面談の上、更新するものとし、その際、協議会は条件を付することができるものとします。

9. お問い合わせ・申込み先

- (1) 岩沼市商工会 岩沼市中央2丁目5-25 (Tel0223-22-2526)
- (2) 岩沼市商工観光課 岩沼市桜1丁目6-20 (Tel0223-22-1111)